(四) (三)の規定等により交通手段再構築実証事業計画が公表されたときは、これに基づき、当該交通手段再構築実証事業の実施主体は、当該交通手段再構築実証事業を実施するとともに、国土交通大臣及び当該交通手段再構築実証事業計画を作成した再構築協議会の構成員である地方公共団体は、その実施を促進することとした。(第二九条の五第一項及び第二項関係)

(五) 鉄道事業法第七条第一項の認可を要する事業基本計画等の変更に関する事項等が定められた交通手段再構築実証事業計画が(三)の規定等により公表されたときは、当該公表の日に当該事項等に係る交通手段再構築実証事業の実施主体に対する当該認可等があったものとみなすこと等とした。(第二九条の六及び第二九条の七関係)

10　再構築方針

(一) 主務大臣は、基本方針において、再構築方針の作成に関する基本的な事項を定めることとした。(第三条第二項第四号関係)

(二) 再構築協議会は、特定区間に係る交通手段再構築を8の(二)の(1)又は(2)の措置のどちらの措置により実施するかについての協議が調ったときは、基本方針に即して、再構築方針を作成することとした。(第二九条の八第一項関係)

(三) 再構築方針には、鉄道事業再構築事業又は地域公共交通利便増進事業に関する事項を定めることができることとした。(第二九条の八第三項関係)

(四) 再構築協議会は、再構築方針を作成したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、総務大臣及び関係する地方公共団体(当該再構築協議会の構成員であるものを除く。)に送付しなければならないこと等とした。(第二九条の八第六項及び第七項関係)

(五) 再構築協議会の構成員である地方公共団体は、その作成した地域公共交通計画が再構築方針の作成により変更を必要とするに至ったときは、遅滞なく、当該地域公共交通計画を変更しなければならないこととした。(第二九条の八第八項関係)

(六) 第三章第五節及び第一〇節(第二九条を除く。)の規定は(四)の規定等により公表された再構築方針(以下「公表再構築方針」という。)に鉄道事業再構築事業に関する事項が定められた場合における当該鉄道事業再構築事業について、同章第九節(第二七条の一七及び第二七条の一九を除く。)及び第一〇節(第二九条を除く。)の規定は公表再構築方針に地域公共交通利便増進事業に関する事項が定められた場合における当該地域公共交通利便増進事業について、同条の規定は公表再構築方針に定められた目標を達成するために行う事業について、それぞれ準用することとした。(第二九条の九関係)

二　鉄道事業法の一部改正関係

1　鉄道運送事業者は、次に掲げる者を構成員とする協議会において、地域における需要に応じ当該地域の住民の生活のための旅客輸送を確保する必要がある路線の区間に係る旅客運賃等について協議が調ったときは、第一六条第一項及び第三項の規定にかかわらず、当該協議が調った事項を国土交通大臣に届け出ることにより、当該旅客運賃等を定めることができることとした。(第一六条第四項関係)

(一) 当該区間をその区域に含む市町村(特別区を含む。)及び都道府県

(二) 当該旅客運賃等を定めようとする鉄道運送事業者

(三) 当該区間を管轄する地方運輸局長

2　1の(一)に掲げる者は、1の協議をするときは、あらかじめ、公聴会の開催その他の住民、利用者その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならないこととした。(第一六条第五項関係)

3　1の旅客運賃等は、当該旅客運賃等が適用される路線の区間に係る鉄道事業の能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを超えないものとしなければならないこととした。(第一六条第六項関係)

4　1の旅客運賃等を届け出た鉄道運送事業者は、当該旅客運賃等が適用される路線の区間に関する収支の状況を公表しなければならないこととした。(第一六条第七項関係)

三　道路運送法の一部改正関係

1　一般乗用旅客自動車運送事業者は、次に掲げる者を構成員とする協議会において、地域における需要に応じ当該地域の住民の生活のための旅客の運送を確保する必要がある営業区域に係る運賃等について協議が調ったときは、第九条の三第一項の規定にかかわらず、当該協議が調った事項を国土交通大臣に届け出ることにより、当該運賃等を定めることができることとした。(第九条の三第三項関係)

(一) 当該営業区域をその区域に含む市町村又は都道府県

(二) 当該運賃等を定めようとする一般乗用旅客自動車運送事業者

(三) 当該営業区域を管轄する地方運輸局長

(四) (一)に規定する市町村の長又は(一)に規定する都道府県の知事が関係住民の意見を代表する者として指名する者

2　1の(一)に掲げる者は、1の協議をするときは、あらかじめ、公聴会の開催その他の住民、利用者その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならないこととした。(第九条の三第四項関係)

四　施行期日

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等に係る共済事業に関する法律の施行期日を定める政令(政令第一七六号)(厚生労働省)

中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等に係る共済事業に関する法律(令和三年法律第八〇号)の施行期日は、令和五年六月一日とすることとした。

◇中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等に係る共済事業に関する法律施行令(政令第一七七号)(厚生労働省)

1　中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等に係る共済事業に関する法律(以下「法」という。)第三七条において読み替えて準用する保険業法第一三五条第二項(法第三六条第三項の規定により適用する場合を含む。)に規定する政令で定める移転の対象から除かれる共済契約は、次に掲げるものとすることとした。(第一条関係)

(一) 法第三七条において読み替えて準用する保険業法第一三七条第一項の規定による公告又は通知(二)において「公告等」という。)の時において既に共済事故が発生している共済契約(当該共済事故に係る共済金の支払により消滅することとなるものに限る。)

(二) 公告等の時において既に共済期間が終了している共済契約(公告等の時において共済期間の中途で解約その他の共済契約の終了の事由が発生しているものを含み、(一)に掲げるものを除く。)

2　法第三七条において読み替えて準用する保険業法第一三七条第三項(法第三六条第三項の規定により適用する場合を含む。)に規定する政令で定める共済契約の移転の異議申立てに係る権利は、次に掲げる権利とすることとした。(第二条関係)

(一) 共済金請求権

(二) 返戻金、契約者割戻し(法第二一条第一項に規定する契約者割戻しをいう。4の(二)において同じ。)に係る割戻金その他の給付金(共済金を除く。)を請求する権利

3　法第四二条第三項に規定する政令で定める解散等の認可をしない理由とならない共済契約は、次に掲げるものとすることとした。(第三条関係)

(一) 法第四二条第一項の認可の申請(二)において「申請」という。)の日において既に共済事故が発生している共済契約(当該共済事故に係る共済金の支払により消滅することとなるものに限る。)

(二) 申請の日において既に共済期間が終了している共済契約(申請の日において共済期間の中途で解約その他の共済契約の終了の事由が発生しているものを含み、(一)に掲げるものを除く。)